

真庭市事業者省エネ対応機器導入補助金

市内事業者に対して、エネルギーコスト削減による 価格高騰の影響緩和を目的として、省エネ機器等を 導入する事業者に補助金を給付します。

市内に事業所の ある事業者が 事業に使用する 省エネ機器 市内事業者に

最大

1 5 元円

を補助

支援金の額

省エネ機器等の購入・設置に係る費用が50,000円以上のものについて1/2を補助する。 ただし上限を15万円とする。

申請期間

令和7年3月14日(金)~令和8年1月30日(金) ※予算がなくなり次第終了

※申請後、交付決定を受けてから商品の購入をしてください。

対象機器

経済産業省が定めるトップランナー制度の対象品目のうち、省エネルギー基準を満たしている機器

申請に必要な情報は裏面をご確認ください。

【支援対象者】

- ○真庭市内に主たる事業所を有していること。
- ○真庭市内で事業を営んでおり、補助事業を真庭市内で行うこと。
- ○国、県及び他の市町村の補助金と重複して補助対象経費に対する補助金の交付を受けていないこと。
- ○許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- ○市税の滞納がないこと。
- ○事業者等のうち、特定非営利活動法人にあっては次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 法人税法における収益事業(法人税法施行令第5条に規定される事業)を行っていること。
- イ 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人でないこと。
- ○事業者等のうち、個人事業主にあっては商工業を営む者であること。
- ○暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

支援金の 対象者

【支援対象外】

- (1) 協同組合等の組合(営利事業を行う組合を除く。)
- (2) 系統出荷による収入のみである個人農業者等(個人の林業、水産業者を含む。)
- (3) 医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) 任意団体
- (6) 真庭市省エネ農業推進事業実施規程及び真庭市省エネ対応機器導入補助金交付規程の対象となる者

申請書類 ○真庭市事業者省エネ対応機器導入補助金交付申請書

○補助事業計画書

○事業を営んでいる証明ができる書類(確定申告書、売上台帳等)

○補助対象経費の分かるもの(見積書等)

○省エネルギー基準を満たしていることが分かる書類

○市税の完納証明書(申請の日前3箇月以内に交付されたものに

限る。)

実績報告 ○事業実施報告書

○補助事業に係る経費支出の証拠書類(領収書等)

○取得した機器の設置状況が分かる写真

真庭市産業観光部産業政策課

〒719-3292 真庭市久世2927-2

○支援金の交付は1事業者あたり1回限りです。

- ○提出書類について、不備等があった場合は、追加で資料の提出、 もしくは支援金の返還を求めることがあります。
- ○下記補助金と併用しての申請はできません。
- ・真庭市省エネ農業推進事業補助金
- · 真庭市省工之对応機器導入補助金

申請書は真庭市のホームページからダウンロード、または市役所産業政策課にてご相談ください。



申請·実績

申請先

注意事項

報告方法